

1 警報発令時（暴風、暴風雪）の対応について

「愛知県全域」・「愛知県東部地方」・「西三河北東部」・「豊田市東部」に特定の警報（暴風、暴風雪）が発令された場合

(1) 午前6時の時点で、警報が発令されている場合

ア 「休校」とします。（「豊田市立学校防災計画」より）

(2) 朝、警報が出ていなくても、天気悪化や通学路の危険が予想される場合

ア 朝、警報が出ていなくても、生徒の登校後に天候が悪化し、下校が危険になりそうだと判断した場合は、午前6時までに、学校メール「きずなネット」や連絡網で自宅待機の連絡をします。

イ できるだけ前日に、休校の可能性のあることを連絡するようにします。

(3) 生徒の在校中に、天候悪化が予想されたり、警報が発令されたりした場合

ア 生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させます。（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）

イ 下校途中に危険が予想される場合は、学校に残し、様子を見ます。（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）

2 地震発生時の対応について

足助地区に「震度5弱以上」の地震が発生した場合。 震度がわからなくても、土砂災害等が心配されると判断した場合

(1) 生徒の在宅時に発生した場合

ア 自宅で待機してください。学校メール「きずなネット」や連絡網で、「自宅待機&登校」の連絡をします。

イ 揺れがおさまっても、学校から登校の指示があるまでは、自分の判断で登校しないでください。

(2) 登下校中に発生した場合

ア 生徒自身で身の安全を確保し、揺れがおさまったら、周囲の状況を見て自ら判断し、次の行動に移りましょう。（連絡、登校、帰宅等）

(3) 在校中に発生した場合

ア 生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合には、通常の下校をさせます。（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）

イ 通学路が危険な状態であると判断した場合は、学校に残し、様子を見ます。（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）

3 「特別警報（雨、風、雪、大規模地震）及び、雨量規制、クマ目撃情報時」の対応について

- (1) 午前6時の時点で、「特別警報」が発令されている場合
ア 「休校」とします。
- (2) 生徒が登校してから「特別警報」発令及び、雨量規制、クマ目撃情報があった場合
ア 状況に応じて、「特別警報」の場合は直ちに) 授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）をとります。
（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）
イ 生徒を校内に留め置く場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校させません。（決定後、学校メール「きずなネット」等で連絡を入れます）
ウ 在校中に、土砂災害（とりわけ駐車場上の斜面）が心配される場合、足助小学校へ速やかに移動します。

4 その他

(1) 豊田市から警戒レベル3(避難準備・高齢者等避難開始)以上の発令時の対応について

※ 警報が発令されていなくても、午前6時の時点でこれらの避難情報が発令された場合は、警報（休校）と同じ扱いとします。

- ア 土砂災害警戒レベル3
- イ 河川の氾濫警戒レベル3

(2) 停電&断水時の対応について

- ア 登校前に学校が停電&断水の場合は、メールや連絡網で、自宅待機等の連絡をします。
- イ 復日のめどが立たず、給食の提供も難しい場合は、休校措置をとることもあります。
- ウ 自宅が停電等で学校からの連絡が届かない状況の場合は、何らかの方法で情報収集に努めてください。

(3) 給食の扱いについて

- ア 午前6時までには警報や避難情報が解除されなかった場合は、当日の給食を中止します。
なお、前日までに市教育委員会から給食中止の連絡があった場合は弁当が必要となります。
いずれの場合も、学校メール「きずなネット」や連絡網で連絡します。
- イ 警報以外でも、当日の給食を中止する場合があります。できるだけ早く学校メール「きずなネット」や連絡網で連絡します。

(4) 授業時間の回復措置

- ア 臨時に授業を中止した場合、別日に授業時間を回復する措置をとるよう努めます。